墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

第１条による一部改正（墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年墨田区条例第１７号））

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
（期末手当）
第６条　〔略〕
２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１５３．５、１２月に支給する場合においては１００分の１３７．５を乗じて得た額に、基準日以前３月以内（基準日が１２月１日であるときは、６月以内）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
表　〔略〕
３・４　〔略〕
付　則
１・２　〔略〕
別表
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>議員報酬の月額</th></tr>
<tr><td>議　　長</td><td>９１５，０００円</td></tr>
<tr><td>副　議　長</td><td>７８７，０００円</td></tr>
<tr><td>委員会委員長</td><td>６５１，０００円</td></tr>
<tr><td>同　副委員長</td><td>６２９，０００円</td></tr>
<tr><td>その他の議員</td><td>６１０，０００円</td></tr>
</table>
備考　議員報酬の月額とは、月の初日から末日までの間引き続き在職した場合の当該月の議員報酬の額をいう。
</td><td>
〔同左〕
第６条　〔略〕
２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月及び１２月に支給する場合においては１００分の１５３．５を乗じて得た額に、基準日以前３月以内（基準日が１２月１日であるときは、６月以内）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
表　〔略〕
３・４　〔略〕
付　則
１・２　〔略〕
３　平成２１年６月に支給する期末手当に関する第６条第２項の規定の適用については、同項中「及び１２月」とあるのは、「に支給する場合においては１００分の１４７．５、１２月」とする。
別表
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>議員報酬の月額</th></tr>
<tr><td>議　　長</td><td>９１８，０００円</td></tr>
<tr><td>副　議　長</td><td>７９０，０００円</td></tr>
<tr><td>委員会委員長</td><td>６５３，０００円</td></tr>
<tr><td>同　副委員長</td><td>６３１，０００円</td></tr>
<tr><td>その他の議員</td><td>６１２，０００円</td></tr>
</table>
備考　〔同左〕
</td></tr>
</table>

第２条による一部改正（墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例）

改　　正　　案	第１条による改正後
（期末手当） 第６条　〔略〕 ２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月及び１２月に支給する場合においては１００分の１４５．５を乗じて得た額に、基準日以前３月以内（基準日が１２月１日であるときは、６月以内）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　〔略〕 ３・４　〔略〕	〔同左〕 第６条　〔略〕 ２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１５３．５、１２月に支給する場合においては１００分の１３７．５を乗じて得た額に、基準日以前３月以内（基準日が１２月１日であるときは、６月以内）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　〔略〕 ３・４　〔略〕

付　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条の規定（別表の改正規定を除く。）　公布の日

⑵　第１条中別表の改正規定　平成２２年１２月１日

⑶　第２条の規定　平成２３年４月１日